

## 仕 様 書

令和 8年 度

修繕名称	第4保育所ちゅうりっぷ組外1空調設備修繕
修繕場所	春日部市備後西1丁目13番1号(第4保育所)
履行期間	契約確定日から令和8年10月30日まで
修繕金額	金 円 工 事 価 格 円 消費税及び地方消費税の額 円
修繕概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○第4保育所ちゅうりっぷ組及びばら組の空調設備を更新するため、天井吊型の空調設備を設置すること</li><li>○各空調設備の設置に伴う配管工事を実施すること</li><li>○各空調設備の設置に伴う電気設備工事を実施すること</li><li>○発生材の収集・運搬・処分等適正に処理すること</li><li>○その他別添「特記仕様書」による</li></ul>

春日部市役所

## 特記仕様書

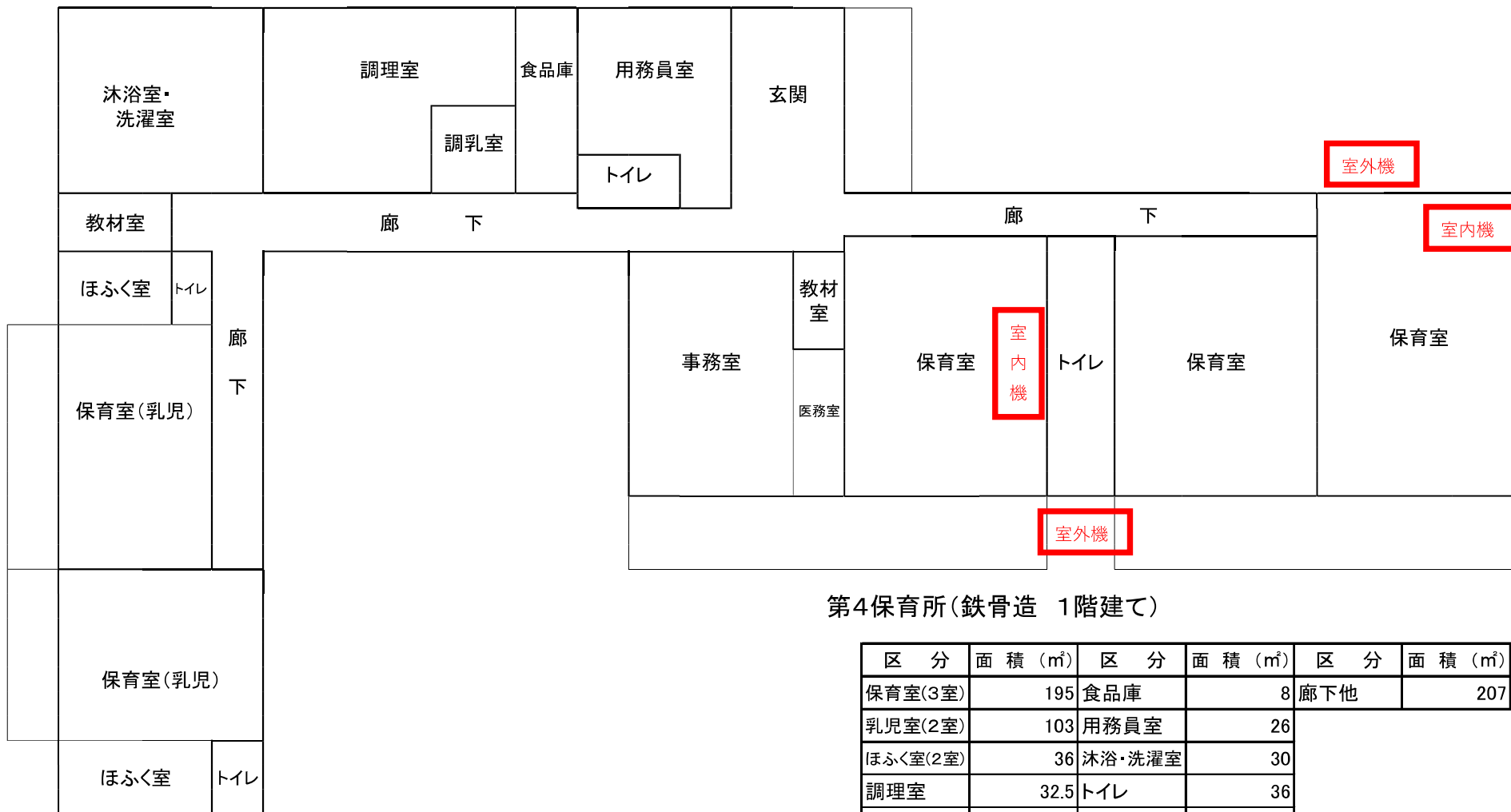
<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公署その他への届出 手続き等</li> <li>・発生材の処理等</li> <li>・養生</li> <li>・修繕写真</li> <li>・修繕用 水</li> <li>・修繕用 電力</li> <li>・空調機器更新</li> <li>・空調設備</li> </ul>	<p>(1) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅延なく行う。</p> <p>(2) (1)の規定する届出手続き等を行うにあたっては、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。</p> <p>(3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供する。</p> <p>受注者において、法令等に基づいた適正な処理を行うこと</p> <p>構内が汚れる恐れがある場合は、ビニールシート等で養生を行うものとする</p> <p>施工前と施工後の写真撮影を行い、整理したものを提出すること</p> <p>構内既存の施設を利用することができる</p> <p>構内既存の施設を利用することができる</p> <p>経年劣化により不具合が生じている第4保育所ちゅうりっぷ組及びばら組の空調設備を更新修繕すること 新規機器については、以下の機器同等品以上の能力のものとする 室内機 — (ちゅうりっぷ組)天井吊型 4馬力×1台、(ばら組)天井吊型 5馬力×1台 室外機 — (ちゅうりっぷ組・ばら組)室内機の容量(能力)に合うもの × 各1台 リモコン — ワイヤード壁面運転リモコン 機器配置、配線、配管、壁貫通 — 別添の参考資料を参考に、設置する。 設置位置等の決定は、市と協議したうえで決定する</p> <p>※参考空調設備機器 ダイキン工業株式会社製:(ちゅうりっぷ組)SZRH112BY、(ばら組)SZRH140BY</p>
---	--

## 特記仕様書

項目	特記事項
・電気設備工	配線、配管、壁貫通 — 別添の参考資料を参考に、設置する 配置位置等の決定は、市と協議したうえで決定する
・壁貫通	
・その他	

# 案内図





第4保育所(鉄骨造 1階建て)

区分	面積 (㎡)	区分	面積 (㎡)	区分	面積 (㎡)
保育室(3室)	195	食品庫	8	廊下他	207
乳児室(2室)	103	用務員室	26		
ほふく室(2室)	36	沐浴・洗濯室	30		
調理室	32.5	トイレ	36		
調乳室	7.5	医務室	12		
事務室	36	教材室	12		